

## 武蔵野市生産緑地地区の指定に関する基準

武蔵野市生産緑地地区指定基準（平成26年9月1日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この基準は、生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」という。）及び都市計画法（昭和43年法律第100号）並びに武蔵野市生産緑地地区の指定に関する条例（平成29年12月武蔵野市条例第41号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、都市計画に生産緑地地区を定めるにあたっての基準並びに法及び条例の施行についての必要な事項を定めるものとする。

（農地等）

第2条 法第2条第1号に規定する農地等には、一時的に耕作を行っていないが、容易に耕作の用に供することができる農地等を含むものとする。

2 法第2条第1号に規定するその他の土地とは、農業用道路、農業用水路及び法第8条第2項の規定により設置又は管理に係る行為が許可された施設の立地する土地とする。

（生産緑地地区を定めることができる区域の条件）

第3条 法第3条第1項第1号及び第3号並びに条例第4条に定めるもののほか、都市計画に生産緑地地区を定めることができる一団の農地等の区域に関する条件は、相当の期間にわたって農業経営等の継続が期待できると武蔵野市農業委員会（以下「農業委員会」という。）が認める一団の農地等の区域であることとする。

第4条 条例第4条に規定する300平方メートル以上とは、土地登記簿に記載されている面積又は実測図による面積が300平方メートル以上であることとする。

2 農地等の全部又は一部について、単独で生産緑地地区を定めようとする場合は、当該部分の面積が300平方メートル以上であることを要する。

3 農地等について、既に都市計画に定めている生産緑地地区と一体化又は整形化を図ることにより一団の区域として生産緑地地区を定めようとする場合は、これらを併せて300平方メートル以上であることを要する。

（多目的保留地）

第5条 条例第3条第1号に規定する多目的保留地には、地区計画等（都市計画法第4条第9項に規定する地区計画等をいう。）に定められた地区施設（同法第12条の5第2項第1号に規定する地区施設をいう。）の敷地の用に供することができる土地を含むものとする。

(指定する農地等)

第6条 武蔵野市長（以下「市長」という。）は、法第3条第1項第1号及び第3号、条例第4条並びに第3条及び第4条に定める条件（第8条において「指定条件」という。）に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当する農地等で、一団のものの区域について、都市計画に生産緑地地区を定めることができる。

- (1) まちづくりを進めるうえで、緑地としての機能の補完及び多目的保留地の確保の観点から必要であると市長が認めるもの
- (2) 既に都市計画に定めている生産緑地地区と一体化又は整形化を図ることができると市長が認めるもの
- (3) 災害対策の観点から防災の効果が期待できると市長が認めるもの
- (4) 良好な風致の保全が期待できると市長が認めるもの
- (5) 市民農園（特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）第2条第2項に規定する特定農地貸付けの用に供されている農地等をいう。）として利用しているもの又は利用できると市長が認めるもの

(指定しない農地等)

第7条 前条の規定にかかわらず、都市計画上の観点から、次の各号のいずれかに該当する農地等で、一団のものの区域については、原則として生産緑地地区に定めないものとする。

- (1) 商業地域、高度利用地区、特定街区その他土地の高度利用を図る方策を講じるために都市計画に定められている地域地区（都市計画法第4条第3項に規定にする地域地区をいう。）内にあるもの
- (2) 既に都市計画法第59条の認可又は承認を受けている都市計画施設（同法第4条第6項に規定する都市計画施設をいう。）の区域と重複するもの
- (3) 計画的な市街地の形成を図るうえで支障があると市長が認めるもの
- (4) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項第7号又は第5条第1項第6号に掲げる場合による転用の届出が行われたもの。ただし、現に農業の用に供されている農地であって、相当の期間にわたって農業経営等の継続が期待できると農業委員会が認めるものを除く。

(指定の手続)

第8条 指定条件に該当する一団の農地等の区域内にある農地等の所有者で、生産緑地地区の指定を希望するものは、市長が必要と認める書類等を市長に提出しなければならない。

(再指定の手続)

第9条 市長は、法第14条の規定により行為制限が解除された農地等で、後継者の確保その他の理由により営農を継続できる目途が立ったものを含む一団の農地等の区域については、再び都市計画に生産緑地地区を定めることができる。

2 前項の規定による指定（以下「再指定」という。）をすることができる農地等は、次の各号のいずれかに該当するものに限る。

(1) 当該農地等に係る農業等の主たる従事者（当該農地等に係る農業等の業務に、当該業務につき生産緑地法施行規則（昭和49年建設省令第11号）第3条各号に掲げる割合以上従事している者を含む。次号において同じ。）の死亡に伴い、法第10条の規定による買取りの申出があった農地等

(2) 当該農地等に係る農業等の主たる従事者が農業等に従事することを不可能にさせる故障として生産緑地法施行規則第5条各号に掲げるものを有するに至ったことにより、法第10条の規定による買取りの申出があった農地等

3 再指定を希望する者は、市長が必要と認める書類等を市長に提出しなければならない。この場合において、当該書類等の提出は、再指定を希望する農地等の所有者（所有者が複数あるときは、それらの者の間において合意のうえで決定した代表者）につき1回までとする。

（都市計画の決定の時期）

第10条 市長は、生産緑地地区に関する都市計画の決定について、原則として、毎年年初に行うものとする。

2 生産緑地地区の指定又は再指定を希望する者は、前項の規定による都市計画の決定の日の属する年の前年において市長が指定する期日までに、第8条又は前条第3項に規定する書類等を提出しなければならない。

（適正管理等）

第11条 市長は、生産緑地地区の適正管理について、良好な都市環境の形成に資するよう、農業委員会の協力の下に、指導を行うものとする。

（その他）

第12条 この基準の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この基準は、平成30年1月1日から施行する。